

真実を伝える
組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

日本IBM・キンドリルジャパン 十分な賃上げ回答をせよ

かいな2405号1面の通り、今春闘ではJMITU主要企業の賃上げ回答は、賃上げ率が2%台後半から3%台後半という昨年を上回る高水準に達していますが、その一方、日本IBMの5月1日付賃上げの組合推定平均賃上げ率はわずか1.5%です。これでは一般的な諸物価高騰の中、実質的な賃下げです。

このような状況下で、組合は日本IBMに対し、5月1日付賃上げの第2次有額回答を要求していますが、日本IBMは未だに行っていないため、5月20日に第4次スト（午後半日）、6月3日に第5次スト（午後半日）に第5次スト（午後半日）を決定しました。

この第2次有額回答は、労働組合として求めている

る年齢別企業内最低賃金（下表）を踏まえ、さらに諸物価高騰を考慮した、組合員個別の第1次有額回答への積み重ねである。一方、組合はキンドリルジャパンに対しても、労働組合として求めている年齢別企業内最低賃金を踏まえた、7月1日付賃上げの組合員個別の有額回答（6月下旬の見込み）を要求しています。

組合は、賃上げが一般的な諸物価高騰を補うのに十分な水準であることを重視しており、両社の上記の有額回答について、6月29日の次回団体交渉で協議します。次回団体交渉での会社回答が不当回答であれば、組合は6月30日に第6次スト（午後半日）を実施します。

社内月額最低本給(単位:100円)

年齢	下限額	年齢	下限額	年齢	下限額
20		35	3980	50	4850
21		36	4038	51	4908
22	2810	37	4096	52	4966
23	2850	38	4154	53	5024
24	2890	39	4212	54	5082
25	2930	40	4270	55	5140
26	3035	41	4328	56	5198
27	3140	42	4386	57	5256
28	3245	43	4444	58	5314
29	3350	44	4502	59	5372
30	3455	45	4560	60以上	定年時の80%
31	3560	46	4618		
32	3665	47	4676		
33	3770	48	4734		
34	3875	49	4792		

第6次回答 両社とも従業員の生活に配慮せよ 不当回答なら30日半日スト（第6次スト）

メットライフ生命は ロックアウト解雇事件解決せよ

「平松さんのパワハラロックアウト解雇事件」は、これまで東京地裁で16回の弁論期日が開かれ、会社側は解雇理由の証拠提出を渋ったり、解雇理由を従来の「業務上のミス」から「法令不遵守」に変えたり、不誠実な態度に終始しています。

平松さんの担当弁護士は、この事件について、「会社が、平松さんの電話対応を常時監視し、あさがしをし、業務改善



ストライキを背景に大幅賃上げ JMITU超音波工業支部

JMITU超音波工業支部の高澤新吾執行委員長から今春闘の賃上げについて報告をいただきましたのでご紹介します。

超音波工業支部では1万1329円(3.7163%)の賃上げで22春闘を妥結しました。2009年度より春闘協定文に書き込まれていた「これまでの賃金水準の回復に最大限努力する」という文言を今春闘で達成しました。この文言は、経営悪化のため会社が賃上

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用賃金差別裁判 6/23(木)15:00～ 東京地裁510号法廷
パワハラ降格裁判 組合ホームページにてご確認ください
A I 不当労/定年後再雇用不当労事件 7/28(木)14:50～ 都庁第一庁舎南1階集合

6月6日、日銀総裁が「家計の値上げ許容度は高まっている」と発言しSNSなどで大炎上した。ツイッター上では「#値上げ受け入れてません」というハッシュタグがトレンド入りし「月給20万円で生活してみたら言ってくれ」と怒りの声も見られた。今回の騒動では、あらためて「庶民感情」と経営陣の「マーケティング」の乖離が浮き彫りになった。消費者は賃上げされず物価だけ高騰している現状を受け入れるはずがないのである。▼日本IBMの従業員も同じ思いであろう。在宅勤務手当も支給されず、シニア契約社員は月給わずか17万。ツイートするなら「月給17万円で生活してみたら支給額を決めてくれ」である。▼会社に「社員の賃金据え置き許容度は高まっている」と思わせたいためにも声をあげて闘おう。(S)





ハンセン病は現在では治療法も確立し治る病気です。ところが、日本では古来から患者に対する偏見や差別の歴史があり、この反省を踏まえて国立ハンセン病資料館が作られ運営されてきました。あろうことか、このハンセン病資料館でハラスメントや労基法違反などが横行していたのです。労働組合を結成しこの解決に立ち上がった学芸員らに対し運営母体の日本財団などが嫌がらせをしていた事件に都労委が鉄槌を下しました。以下に声明をご紹介します。

国立ハンセン病資料館不当労働行為事件 東京都労働委員会が救済命令を発行

労働組合声明（抜粋）

東京都労働委員会は、日本財団と笹川保健財団の間に密接な関係が認められる本件において、笹川保健財団による不採用が、従前の雇用関係である日本財団との関係において、組合員であることを理由とする不利益な取り扱いに当たるという事情が存在する場合に不当労働行為に該当するとの判断基準を示しました。

都労委命令の意義

その上で、資料館運営への批判やハラスメントの問題等を広く訴える組合の活動は日本財団にとって好ましくないものであったこと、笹川保健財団の採用試験における多面評価の実施方法や組合員2名の不採用理由が極めて不自然なものであること、日本財団と笹川保健財団が資料館内の防犯カメラで組合員らの活動状況を

監視しようとしていたことなどの事実関係を認定した上で、笹川保健財団が日本財団と一体となつて組合活動を警戒し、採用試験の不合格という形式を装って組合員を資料館から排除したものと断じ、不採用は不当労働行為にあたると判断し、組合員の職場復帰と陳謝文の揭示を命じました。

採用拒否は、それが従前の雇用契約関係における不利益な取り扱いにほかならないとして不当労働行為の成立を肯定することができる場合に当たらない限り、「特段の事情」がない限り、労組法7条1号の不利益な取扱いに当たらないとされています。この「特段の事情」の内容については、現在、事例判断が積み重ねられていくところで、これまで認められた例としては、

事業譲渡の際の雇入れ拒否の事例などがあります。不利益取扱いにあたる場合を限定的にとらえるこの最高裁判例は学説上厳しく批判されてきたところではありますが、本件は、この最高裁判例の枠組みを踏襲しながら、本件の受託者変更に伴う採用拒否について不当労働行為の成立を肯定できる「特段の事情」があると判断したものです。

速やかに従うべき

厚生労働省管轄の人権啓発の場で、管理運営団体による組合員排除の違法行為がなされたこと、そしてそれを東京都労働委員会が断罪したことは極めて重大であり、日本財団および笹川保健財団はこの命令を真摯に受け止めるべきです。

組 合 なん だ も 相 談 窓 口				
会社名	事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
IBM	箱崎	T S D L . I S E L	大岡 義久	712-5175
Kyndryl	箱崎	オペレーションズ	杉野 憲作	080-5915-6550
IBM	大宮西	T S S . C E	佐久間康晴	205-7817
Kyndryl	幕張	D e l i v e r y	藤井 克己	080-5915-0806
IBM	大阪	T S S	河本 公彦	205-5204
事務所 連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/			
注)	上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)			
東京法律 事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)			
旬報法律 事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)			
桜木町 法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中央区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503			
ほづみ 法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号			



不誠実実際立つ日本IBM 不利益変更するな キンドリルジャパン 第5次ストライキ実施

組合は日本IBMの賃上げ再回答内容とキンドリルジャパンのボーナス回答内容を不服として6月3日午後半日、雨を押して第5次ストライキを決定しました。(写真上) 日本IBMの賃上げ規模は第1次有額回答の平均賃上げ率1.5%のままだに止まっています。本来、賃上げ交渉は賃上げ規模の交渉がまずあるべきで、この交渉に応じようとしていない会社の姿勢は不誠実さが際立っています。会社は諸物価高騰を考慮し従業員の生活に配慮した賃上げ予算そのものの増額を図るべきです。

キンドリルジャパンは賃上げが6月賞与に間に合わなかった点についての救済策について、何ら具体的な説明をしません。会社分割の結果、日本IBMの労働条件から不利益な変更が生じてはなりません。組合は7月賃上げと同時に不利益救済策を発表することを引き続き求めていきます。さらに、両社とも在宅勤務手当についても回答せず、事業経費負担を従業員に強いたままです。その上、東京都の最低賃金を下回るシニア契約社員との給与改善についても回答が無く、依然として法令違反の状態が続いています。

賞与はランキング圏外

JMITU主要各社の夏ボーナス回答速報を右下表にまとめます。諸物価高騰を受けて各社とも高水準の回答を出しています。

残念ながら日本IBMとキンドリルジャパンはランキング圏外となつて

組合員は交渉継続

5月給与や夏ボーナスは支給されましたが、組合員の場合は依然として交渉継続中です。私たちは賃上げ額についても賞与額についてもまだ妥結していないからです。賞与額については会社業績達成度と個人業績率

キンドリルジャパンの場合はGDPも支払われますので、これについての交渉も行っています。ご自身の賃上げ額や個人業績率について不満のある方は組合にご相談ください。日本IBMとキンドリルジャパンともに所属長の独断で賃金が決定できてしまうため、そこにパワハラなどが入り込む可能性があるので、黙っていては手遅れになる恐れがあります。

JMITU主要各社夏ボーナス回答速報		
会社	一般職平均	月数
アドバンテスト	1,290,800	4.00
リガク	1,160,000	3.38
セガHD	1,078,751	3.00
リオン	1,050,000	3.32
超音波工業	1,000,000	3.14
芝浦電子	994,670	3.50
前田製作所	941,000	3.50
NTTデータ	905,000	3.57
カシフジ	860,000	2.88
NTT東日本	843,000	—
東洋精機	835,000	2.38
NTT西日本	812,500	3.21
ボッシュ・レックスロス	797,119	2.60
日本IBM	792,000	2.00
キンドリルジャパン	780,000	2.00